

## 令和4年度結城市公共下水道接続支援事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、結城市公共下水道を普及させ、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）に規定する排水設備を設置し、公共下水道へ接続する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 処理区域 法第2条第8号に規定する処理区域をいう。

(2) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備（水洗便所のタンク及び便器並びに屋内の排水管を含む。）をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、公共下水道の処理区域となった日、供用開始の日又は使用開始の通知をした日（以下「下水道の使用開始の日」という。）のいずれか早い日から3年以内に公共下水道へ接続するための排水設備の設置を行う者（官公庁、法人その他の団体を除く。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、家屋の新築及び改築の場合を除くものとする。

(1) 排水設備の設置に係る家屋の所有者（当該家屋に係る土地の所有者と同一でない場合は、当該土地の所有者の承諾を得た者に限る。）又は排水設備の設置に係る家屋及び土地の所有者の承諾を得た当該家屋の賃借者

(2) 公共下水道事業受益者負担金、上下水道料金及び市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上その他特別な事由により補助金を交付することが適当であると認める者については、この要項による補助対象者としてすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象として市長が認める経費は、排水設備の設置に要する経費とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は次に掲げる額とし、補助金の交付の対象となる家屋につき交付は1回限りとする。

(1) 住居の用に供する住宅（併用住宅を含む。）に排水設備を設置する場合は、次のとおりとする。

ア 下水道の使用開始の日から1年以内に排水設備を設置する場合は、1件につき5万円を限度とする。

イ 下水道の使用開始の日から1年を超えて2年以内に排水設備を設置する場合は、1件につき3万円を限度とする。

ウ 下水道の使用開始の日から2年を超えて3年以内に排水設備を設置する場合は、

1 件につき 2 万円を限度とする。

(2) 賃貸住宅（賃貸集合住宅を含む。）に排水設備を設置する場合は、次のとおりとする。

ア 下水道の使用開始の日から 1 年以内に排水設備を設置する場合は、1 戸につき 2 万円を限度とし、戸数が複数あるときは、申請 1 件につき 20 万円を限度とする。

イ 下水道の使用開始の日から 1 年を超えて 2 年以内に排水設備を設置する場合は、1 戸につき 1 万円を限度とし、戸数が複数あるときは、申請 1 件につき 10 万円を限度とする。

ウ 下水道の使用開始の日から 2 年を超えて 3 年以内に排水設備を設置する場合は、1 戸につき 1 万円を限度とし、戸数が複数あるときは、申請 1 件につき 5 万円を限度とする。

(3) 店舗、事務所、工場等に排水設備を設置する場合は、次のとおりとする。

ア 下水道の使用開始の日から 1 年以内に排水設備を設置する場合は、1 件につき 5 万円を限度とする。

イ 下水道の使用開始の日から 1 年を超えて 2 年以内に排水設備を設置する場合は、1 件につき 3 万円を限度とする。

ウ 下水道の使用開始の日から 2 年を超えて 3 年以内に排水設備を設置する場合は、1 件につき 1 万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、排水設備の設置工事に着手する前に、令和 4 年度結城市公共下水道接続支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 排水設備新設（増設・改築）計画（変更）確認申請箇所的位置図

(2) 納税証明書又は市税納付状況確認に関する同意書（様式第 2 号）

(3) 排水設備の設置に係る見積書の写し

(4) 排水設備の設置工事の着工前の現況写真

(5) 口座振替依頼書（新規・変更）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第 7 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、令和 4 年度結城市公共下水道接続支援事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の内容変更等）

第 8 条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、令和 4 年度結城市公共下水道接続支援事業内容変更等承認申請書（様式第 4 号）に第 6 条に掲げる添付書類のうち変更等が生じる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

（補助事業の内容変更等の承認）

第 9 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認するとき

は、令和4年度結城市公共下水道接続支援事業内容変更等承認通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して14日を経過する日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、令和4年度結城市公共下水道接続支援事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）出来高報告書（様式第7号）
- （2）排水設備等完成平面図
- （3）工事費請求書又は領収書の写し
- （4）工事完了写真
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、書類の審査及び現地調査を行い、補助事業が適正に執行されたと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度結城市公共下水道接続支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知し、補助事業者へ補助金を交付する。

（補助金交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。
- （3）補助金交付の条件に違反したとき。
- （4）結城市下水道条例（昭和53年結城市条例第6号）第4条の規定に違反して工事を施工したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が既に交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命じなければならない。

（補則）

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

結城市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

## 令和4年度結城市公共下水道接続支援事業補助金交付申請書

次のとおり令和4年度結城市公共下水道接続支援事業補助金を受けたいので、令和4年度結城市公共下水道接続支援事業補助金交付要項第6条の規定により、必要書類を添えて申請します。

交 付 申 請 額	円
建 築 物 用 途	一般住宅（併用住宅を含む。） 戸 賃貸住宅（一戸建・集合住宅） 戸 店舗・事務所・工場 件 その他（ ） 件
施 工 場 所	結城市 番
工 期 予 定	年 月 日から 年 月 日まで
指 定 工 事 店 名	
工 事 請 負 金 額	円
家 屋 所 有 区 分	自家 借家 その他
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 納税証明書又は市税納付状況確認に関する同意書 <input type="checkbox"/> 工事見積書の写し <input type="checkbox"/> 現況写真 <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

結城市長 様

申請者 住所

氏名

生年月日 年 月 日

市税納付状況確認に関する同意書

令和 4 年度結城市公共下水道接続支援事業補助金を申請するに当たり、市職員が市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び健康保険税）の納付状況について確認することに同意します。

※市記入欄

市税の滞納（有・無）
年 月 日
確認者：収納課 氏名

受益者負担金	水道料金



様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

結城市長 様

住 所

氏 名

令和 4 年度結城市公共下水道接続支援事業内容変更等承認申請書

年 月 日付け結下第 号で補助金交付決定のあった令和 4 年度結城市公共下水道接続支援事業について、下記のとおり変更したいので令和 4 年度結城市公共下水道接続支援事業補助金交付要項第 8 条の規定により、承認されたく申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 添付書類（変更のあったものについてのみ添付すること。）

様式第 5 号（第 9 条関係）

結下第 号  
年 月 日

様

結城市長 印

令和 4 年度結城市公共下水道接続支援事業内容変更等承認通知書

年 月 日付けで内容変更等承認申請のあった令和 4 年度結城市公共下水道接続支援事業については、下記のとおり変更の承認を決定したので令和 4 年度結城市公共下水道接続支援事業補助金交付要項第 9 条の規定により、通知します。

記

承認する事項



年 月 日

結城市長 様

住 所

氏 名

令和4年度結城市公共下水道接続支援事業実績報告書

年 月 日付け結下第 号で補助金交付決定のあった令和4年度結城市公共下水道接続支援事業補助金に係る事業実績について、令和4年度結城市公共下水道接続支援事業補助金交付要項第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

工 事 完 了 日	年 月 日
建 築 物 用 途	一般住宅（併用住宅を含む。） 戸 賃貸住宅（一戸建・集合住宅） 戸 店舗・事務所・工場 件 その他（ ） 件
施 工 場 所	結城市 番
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
指 定 工 事 店 名	
工 事 請 負 金 額	
家 屋 所 有 区 分	自家 借家 その他
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 出来高報告書 <input type="checkbox"/> 排水設備等完成平面図 <input type="checkbox"/> 工事費請求書又は領収書の写し <input type="checkbox"/> 工事完了写真 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第10条関係）

出 来 高 報 告 書

設置者氏名							
交付決定額		円					
項目	名 称	形状	数量	単位	単価	金額	備考
水洗 便所 工事							
排水 設備 工事							
附帯 工事							
諸 経 費							
				小 計			
				消 費 税			
				合計金額			

様式第8号（第11条関係）

結下第 年 月 号  
年 月 日

様

結城市長

印

令和4年度結城市公共下水道接続支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和4年度結城市公共下水道接続支援事業については、令和4年度結城市公共下水道接続支援事業補助金交付要項第11条の規定により、下記のとおり補助金確定額を通知します。

記

1 施工場所 結城市 番

2 補助金確定額 \_\_\_\_\_ 円

No 

--	--	--	--	--	--